

福岡県公報

令和 7 年 4 月 22 日
第 590 号

目 次

告 示 (第273号 - 第283号)

- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額の一部改正 (総務事務厚生課) …………… 2
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく介護補償の額 (総務事務厚生課) …………… 2
- 福岡県看護師等修学資金貸付金 (滞納者分) 債権回収業務の外部委
託に係る告示 (医療指導課) …………… 2
- 福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金 (滞納者分) の債権回収業務の
外部委託に係る告示 (こども未来課) …………… 2
- 福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金 (滞納者分
) の債権回収業務の外部委託に係る告示 (団体指導課) …………… 3
- 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金 (滞納
者分) の債権回収業務の外部委託に係る告示 (教育庁高校教育課) …………… 3
- 福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主
な利用方法 (畜産課) …………… 3
- 漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 4
- 救急病院の認定 (医療指導課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5

公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 6
- 一般競争入札の実施 (総務事務厚生課) …………… 7

- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 10
- 意見募集の結果の公示 (行政経営企画課) …………… 11
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 11
- 落札者等の公示 (教育庁高校教育課) …………… 11
- 落札者等の公示 (教育庁高校教育課) …………… 11
- 落札者等の公示 (教育庁高校教育課) …………… 12
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 12
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 13
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 13
- 基本測量の終了 (県土整備総務課) …………… 13
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 14
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 15
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 16
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 17
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 18

- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ……………19
- 意見募集の結果の公示 (建築指導課) ……………19
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (行財政支援課) ……………19

告 示

福岡県告示第273号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（令和6年4月福岡県告示第247号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

「令和6年4月1日以後」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

福岡県告示第274号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額

常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）。	月額85,490円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が88,980円を超えるときは、88,980円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）。	月額42,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

福岡県告示第275号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県看護師等修学資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

福岡県告示第276号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号
- 3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第 277 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、福岡県農業改良資金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号
- 3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第 278 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、福岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目 16 番 20 号
- 3 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

福岡県告示第 279 号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（令和 6 年 4 月福岡県告示第 239 号）は廃止する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアンライグラス	VE02（あかつき）	極 早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	K y u s h u l	極 早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	すくすくダッシュ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草
	K A I R - 12 M（さつきばれ EX）	中 生	〃	サイレージ・乾草
	テティラ（ジャイアント）	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	ピリケン（マンモスイタリアン B）	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	エース	晩 生	〃	サイレージ
	K A I R - 12 T E（ダイヤモンド）	晩 生	〃	サイレージ
	アキアオバ 3	晩 生	〃	サイレージ

青刈えん麦	韋駄天 (ウルトラハヤテ韋駄天)	超極早生	〃	サイレージ・乾草
	隼 (スーパーハヤテ隼)	極早生	〃	サイレージ・乾草
	K78R7 (アーリーキング)	極早生	〃	サイレージ・乾草
青刈大麦	ワセドリ2条	極早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	はるか二条	早中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
青刈とうもろこし	KD641 (ゴールドデントKD641)	早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	LG30500 (スノーデント110)	早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	TX1334 (ロイヤルデントTX1334)	早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	LG31.588 (スノーデント115)	早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	P1341	早生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	P2088 (パイオニア118日)	早中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	SH4812 (スノーデントSH4812)	中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	PI2008 (スノーデントおとは)	中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	SH2933 (スノーデント夏皇)	晩生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	青刈ソルガム	タキイのハイブリッドソルゴー	早中生	〃
シュガーグレイズ (Sugar Graze)		中晩生	〃	サイレージ
シュガーグレイズ (甘味ソルゴー)		中晩生	〃	サイレージ
シュークロスルゴー405 (ビッグシュガーソルゴー)		晩生	〃	サイレージ
スーダングラス	ヘイスーダン	極早生	〃	サイレージ・乾草
	ロールスイートBMR	極早生	〃	サイレージ・乾草
	KSO-SUG4 (シュガースリム)	早生	〃	サイレージ・乾草

	KSO-SUG5 (サマーベラー細茎)	早生	〃	サイレージ・乾草
	トゥルー (ドライスーダン)	早中生	〃	サイレージ・乾草
	ベールスーダン	中生	〃	サイレージ・乾草
	スーパーダン2 (ロールキング)	晩生	〃	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中生	〃	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中生	〃	サイレージ
	青葉ミレット	中生	〃	サイレージ
オーチャードグラス	アキミドリII	極早生	〃	放牧・採草
	ナツミドリ	早生	〃	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早生	〃	放牧
あかクローバ	ケンランド	早生	〃	放牧・採草
バヒアグラス	ペンサコラ	早生	〃	放牧
稲発酵粗飼料用稲	たちあやか (中国飼205号)	中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	つきあやか (中国飼225号)	中生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	つきすずか (中国飼219号)	晩生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	たちすずか (中国飼198号)	晩生	〃	サイレージ (ホールクロップ)
	タチアオバ (西海飼253号)	晩生	〃	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第280号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市鐘崎	岩瀬 政敏	宗像漁業協同組合の地区のうち	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外の漁業、小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
〃	刀根 孝幸	旧鐘崎漁業協同組合の地区(鐘崎加入区)	

福岡県告示第281号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
医療法人一寿会西尾病院	直方市津田町9番38号	令和7年3月1日から令和10年2月29日まで
福岡県済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸265番地	
医療法人柳育会柳病院	八女市吉田2番地1	
社会医療法人親仁会米の山病院	大牟田市大字歴木4番地10	令和7年2月8日から令和10年2月7日まで
公益財団法人健和会健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町13番1号	
社会医療法人喜悦会ちくし那珂川病院	那珂川市仲二丁目8番1号	令和7年12月1日から令和9年11月30日まで
公益財団法人小倉医療協会三萩野病院	北九州市小倉北区三萩野二丁目2番7号	
地方独立行政法人大牟田市立病院	大牟田市宝坂町二丁目19番1号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
医療法人ケンサン会片井整形外科内科病院	糟屋郡粕屋町大字大隈132番地1	
医療法人鷹ノ羽会村上外科病院	田川市魚町12番5号	
国家公務員共済組合連合会新小倉病院	北九州市小倉北区金田一丁目3番1号	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号	

産業医科大学病院	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	令和6年12月21日から令和9年12月20日まで
医療法人貝塚病院	福岡市東区箱崎七丁目7番27号	
地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13番1号	
福岡大学病院	福岡市城南区七隈七丁目45番1号	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会八幡総合病院	北九州市八幡西区大字則松275番地	

福岡県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	県道	手鎌池線	前	大牟田市大字草木1037番1先から大牟田市大字草木1031番7先まで	5.8 ～ 20.6	56.0	うち一般国道208号重用延長40.0メートル
			後	大牟田市大字草木1037番1先から大牟田市大字草木1031番7先まで	5.9 ～ 27.0		

福岡県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年4月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	手鎌池線	大牟田市大字草木1037番1先から 大牟田市大字草木1031番7先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

伝送機能付電子線量計（7備1）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
- ケ 営業概要表（様式第 5 号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 7 年 5 月 7 日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

伝送機能付電子線量計（7 備 1）

(2) 調達物品及び数量

伝送機能付電子線量計 一式

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 27 日（金曜日）

(4) 履行場所

姫島局（姫島小学校）、小金丸局（志摩中学校）、深江局（糸島市交流プラザ二丈館）、鹿家局（鹿家公民館）、福ノ浦局（福の浦観音堂）、福井局（加茂川砂防緑地公園）、一貴山局（上深江公民館）、福岡県保健環境研究所（予備器）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（令和5年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年5月23日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
05	04	理化学精密機器	A A

05	06	計測機器	A A
05	08	工事製造機器	A A
05	10	光学機器・D P E	A A
05	11	諸機器	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を環境保全課に令和7年5月15日（木曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県環境部環境保全課大気係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3360

F A X 092-643-3849

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和7年4月22日（火曜日）から令和7年5月7日（水曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金曜日）11時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階入札室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和7年5月26日（月曜日）10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4
項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全て
が立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場
合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付
又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上
を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する
こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わるができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達
しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失

うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electronic dosimeter with transmission function
- (2) Delivery period : By March 27, 2026
- (3) Delivery place : As per specifications
Tel 092-643-3360
- (4) Time Limit for Tender : 11:00 A. M. on May, 23 2025
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General

Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan

Tel 092-643-3092

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約の名称
令和7年度公用車一括リース契約（軽自動車（EV））
- 2 リース契約に係る物品の名称及び数量
日産サクラ 18台
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 4 落札者を決定した日
令和7年3月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
住友三井オートサービス株式会社福岡支店営業第一部
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前三丁目30-23
- 6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
23,253,120円
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 入札公告日

令和7年2月7日

公告

福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則案について、令和7年2月21日から令和7年3月24日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年4月22日に公布しました。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部行政経営企画課文書係

電話：092-643-3029

メールアドレス：gyokei2@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市本木字椿783番5、784番、785番1、785番4、806番、807番1から807番6まで、808番1から808番3まで、808番10、808番11、826番1、826番7から826番16まで及び827番1から827番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区香月中央五丁目4番3号
株式会社永野組
取締役会長 永野 勝明

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立学校ICT支援員派遣等業務委託（北九州）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部高校教育課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店
 - (2) 住所
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
49,592,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和7年3月7日

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量

県立学校ICT支援員派遣等業務委託（福岡）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和7年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,260,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

県立学校ICT支援員派遣等業務委託（筑後）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育振興部高校教育課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和7年3月27日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

富士電機ITソリューション株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

28,226,880円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大川市	令和7年3月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（防災対策地域水準測量、GNSS測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市西区、柳川市、大川市、八女郡広川町、八女市、久留米市、三潞郡大木町	令和7年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区、北九州市戸畑区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、福岡市東区、福岡市博多区、福岡市中央区、行橋市、豊前市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糟屋郡新宮町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、京都郡苅田町、築上郡吉富町、築上郡築上町	令和7年2月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、飯塚市、豊前市、筑紫野市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、みやま市、那珂川市、篠栗町、新宮町、久山町、岡垣町、鞍手町、桂川町、筑前町、香春町、添田町、赤村、みやこ町、上毛町及び築上町	令和7年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子基準点測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間

北九州市門司区、北九州市若松区、福岡市東区、久留米市、直方市、田川市、八女市、行橋市、筑紫野市、古賀市、みやま市、糸島市、嘉穂郡桂川町、朝倉郡東峰村、築上郡築上町	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
---	---------------------------------------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県久留米市 地内	令和 7 年 3 月 12 日から 令和 7 年 7 月 9 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市泊字カヘタ、字フシカの各一部	令和 7 年 1 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
糸島市泊字カヘタの一部	令和 7 年 1 月 31 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈地内	令和7年3月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（数値図化）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
久留米市、朝倉市、うきは市、三井郡大刀洗町	令和7年3月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県柳川市、大川市、筑後市、久留米市、八女市、うきは市、三潞郡大木町、八女郡広川町、小郡市、朝倉市、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町	令和7年3月14日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町大字萩尾	令和7年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市全域	令和7年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区折尾一丁目	令和7年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
みやこ町（全域）	令和7年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、古賀市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3D都市モデル作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
古賀市全域	令和7年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（用地測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市博多区及び東区	令和 6 年 3 月 19 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（用地測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市博多区	令和 6 年 3 月 19 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市	令和 7 年 3 月 12 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
みやま市高田町	令和 7 年 3 月 10 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点、4級水準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
三潞郡大木町大字大角	令和 7 年 3 月 7 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
三潞郡大木町大字上八院、高橋	令和7年3月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（UAVレーザー測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福津市本木地内	令和7年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県八女市、みやこ町、篠栗町	令和7年3月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（4級基準点、4級水準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市下宮永町	令和7年3月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

遠賀郡遠賀町大字別府

令和7年3月24日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（令和6年度地盤沈下観測調査一級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	令和7年3月24日

公告

「福岡県指定構造計算適合性判定機関指定基準案」及び「福岡県指定構造計算適合性判定機関委任基準案」について、令和6年12月20日から令和7年1月31日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	委任基準（案）の「第6 委任の解除」の本文に「判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、判定の業務の全部もしくは一部の停止を解除することができる」と記載されていますが、意味が通らないように感じます。ご確認ください。	御意見を踏まえ、文言の一部を修正しました。

2 公布日

令和7年2月17日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県住民基本台帳法施行細則（平成14年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課に備え置きます。

令和7年4月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

令和7年4月22日